

農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進

令和3年1月
農林水産省

目次

＜農業競争力強化支援法の趣旨・構成＞

- 1. 農業競争力強化支援法の制定の背景 1
- 2. 農業競争力強化支援法の目的と構成 2
- 3. 農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進に係る関係省庁との連携 3

＜事業再編・事業参入に対する支援＞

- 4. 事業再編計画又は事業参入計画の認定スキーム 4
- 5. 支援対象と認定の基準 5
- (参考)事業再編・参入の対象業種の追加 6
- 6. 事業再編又は事業参入を促進するための支援措置 9

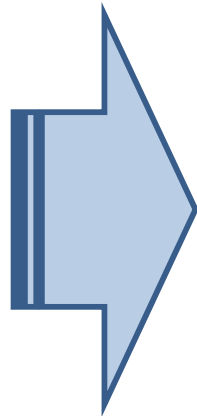
農業競争力強化支援法の趣旨・構成

1 農業競争力強化支援法の制定の背景

- これまで、政府では、農業の競争力強化を図るため、農業の構造改革を推進してきました。
一方、農業の更なる成長を目指すためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく必要があります。
- 本法では、これらの課題のうち、農業資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革といった課題について、本法に基づきその解決に取り組んでまいります。

〔 これまでの構造改革 〕

- 農地中間管理機構を活用した担い手に対する農地の集積
- 農協・農業委員会改革
- 米政策の改革
- 農業経営の法人化の推進 等



〔 本法制定以後 〕

- 引き続き、着実に実施

- 農業の持続的な発展のため、農業生産関連事業者においても、事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現していくことが重要

2 農業競争力強化支援法の目的と構成

- 「**農業の競争力**」とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力のことをいいます。
- 本法の題名は、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより農業者自身が行う競争力強化の取組を「支援」という趣旨を踏まえ、「**農業競争力強化支援法**」としています。

本法律の構成

※ 農業生産関連事業者：①農業資材の生産・販売、②農産物の卸売・小売、③農産物を原材料として使用する製造・加工を行う事業者

1 国の責務・関係者の努力

- 国は、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策を総合的に策定し、これを着実に実施する責務を有する。
- 農業生産関連事業者や農業者等についても、これらの実現に向けた行動を求める。

2 国が講ずべき施策

- 「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策の方向を規定。

<施策の方向>

- ① 農業生産関連事業の事業環境の整備
 - 規制・規格の見直し
 - 良質で低廉な農業資材の開発の促進
 - 農産物の消費者への直販の促進 等
- ② 事業再編・事業参入の促進
- ③ 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」

- PDCAとして定期的(5年ごと)に農業資材や農産物流通等の状況を調査し、施策の在り方を検討

3 事業再編又は事業参入を促進するための措置

- 事業再編又は事業参入を行おうとする農業生産関連事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた事業者には、以下の支援措置を適用し、事業再編・参入を後押し。(事業者には事業再編・参入を強制するものではない。)

<支援措置>

[税制措置]

- ① 会社設立や不動産取得等の登記に係る登録免許税の軽減
- ② 機械装置、建物等の取得等に係る割増償却(法人税、所得税の特例)
- ③ 債権放棄を含む事業再編における資産評価損の損金算入による法人税の軽減

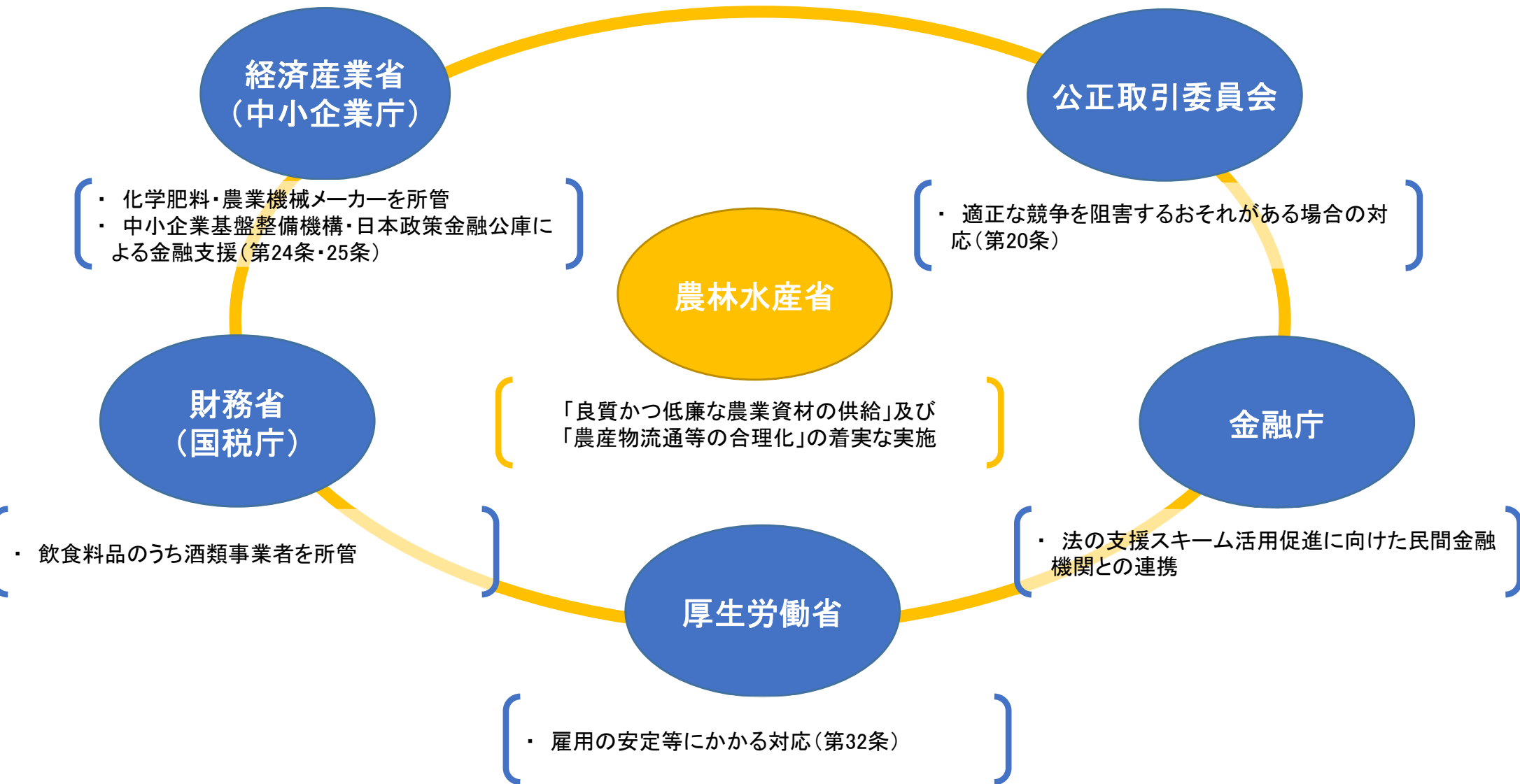
[手続特例]

- 事業譲渡時の債権者のみなし同意

[金融措置]

- ① 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資
- ② 民間金融機関からの融資に対する債務保証(中小企業基盤整備機構)
- ③ 海外金融機関からの融資に対する債務保証(日本政策金融公庫)

3 農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進に係る関係省庁との連携



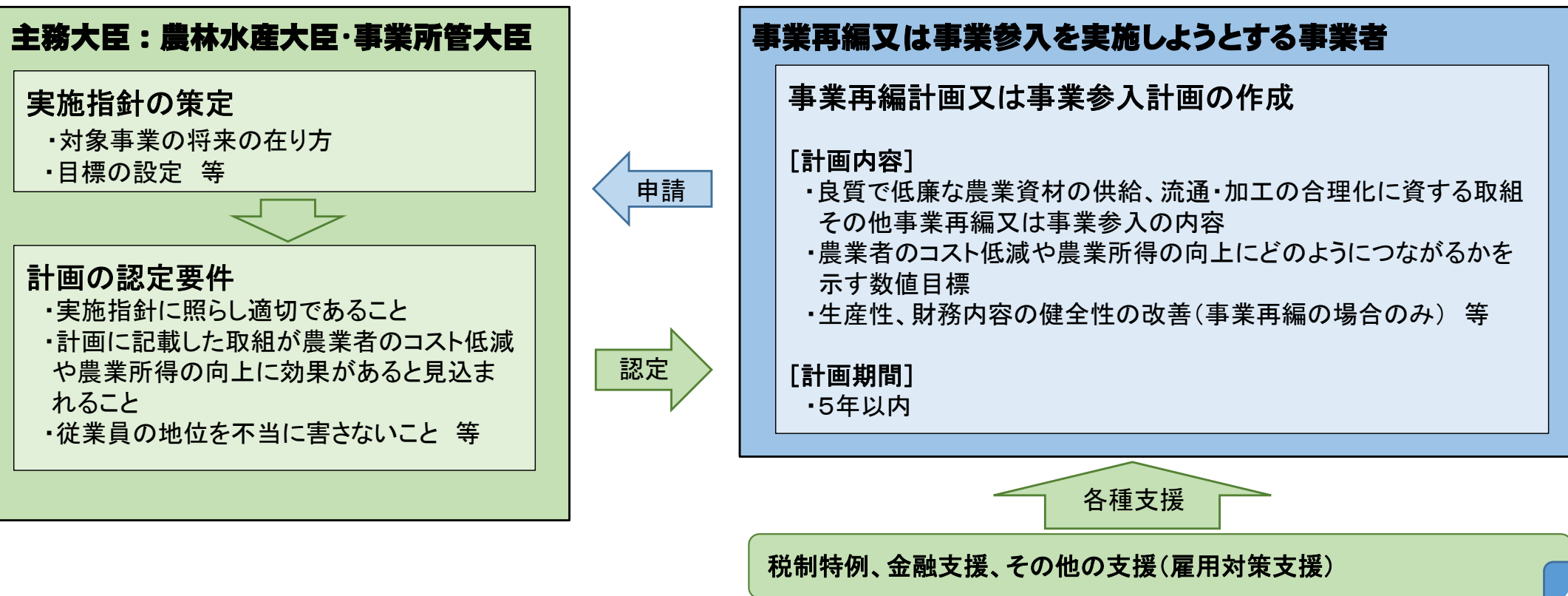
(関係行政機関の連携協力)

第六条 主務大臣及び関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。第十七条第四項において同じ。)は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

事業再編・事業参入に対する支援

4 事業再編計画又は事業参入計画の認定スキーム

- ① 主務大臣は「事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針」(以下「実施指針」という。)を定める。
- ② 農業生産関連事業者(対象事業を行う事業者)は、実施指針を踏まえて事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣に認定を申請する。
- ③ 主務大臣は、計画内容の審査を行い、要件に該当するものについて認定を行う。



5 支援対象と認定の基準

○ 以下の事業活動を行おうとする事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し主務大臣の認定を受けることができます。

※施策の見直し後に追加(令和2年4月～)した業種については下線付き。

| | 事業再編計画 | 事業参入計画 |
|--------------|--|---|
| 対象者 | 「事業者」 ※ 個人事業者や営利法人以外の法人も対象となる | |
| 対象事業 | 事業再編促進対象事業 <農業資材> 農業資材(肥料・農薬・配合飼料)製造事業 <u>農業資材(肥料・農薬・配合飼料・農業用機械)卸売事業</u> <u>農業資材(肥料・農薬・配合飼料・農業用機械)小売事業</u> | 事業参入促進対象事業 <農業資材> 農業用機械製造事業(農業用機械に係る部品製造事業を含む。) <u>農業用ソフトウェア作成事業</u> <u>農業用機械の利用促進に資する事業</u> ※ 種苗の生産卸売事業 ※農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業など |
| | <農産物流通等> 飲食料品の卸売事業(米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業など)、飲食料品の小売事業、飲食料品の製造事業(小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業など) | — |
| 対象活動 | 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として行う次の事業活動 | |
| | 次の①及び②を併せて行うこと ① 事業の構造改革 合併、分割、事業譲渡・譲受け又は設備の相当程度の廃棄などの措置 ② 事業方式の改革 新たな生産・販売の方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るもの | 新たに事業参入促進対象事業を行うこと |
| 認定の基準 | ○ 実施指針に照らし適切なものであること | |
| | 【実施指針の主な規定事項】 ○事業再編促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定 ・良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化 ・事業再編による生産性の改善、財務内容の健全性の改善 | 【実施指針の主な規定事項】 ○事業参入促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定 ・良質かつ低廉な農業資材の供給 |
| | ○ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること | |
| | ○ 従業員の地位を不当に害するものでないこと | — |
| | ○ 適正な競争を阻害するものでないこと、一般消費者と他の事業者の利益を不当に害するものでないこと | |

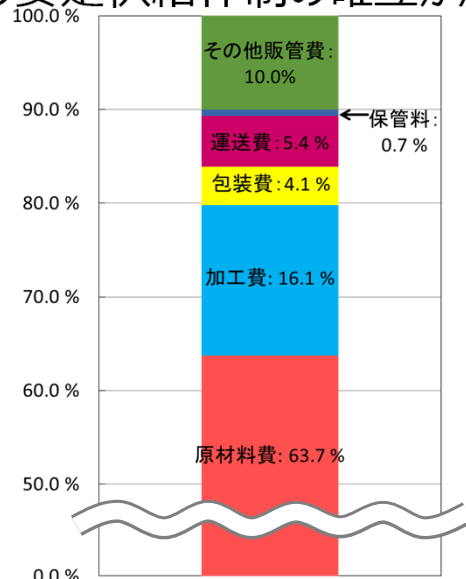
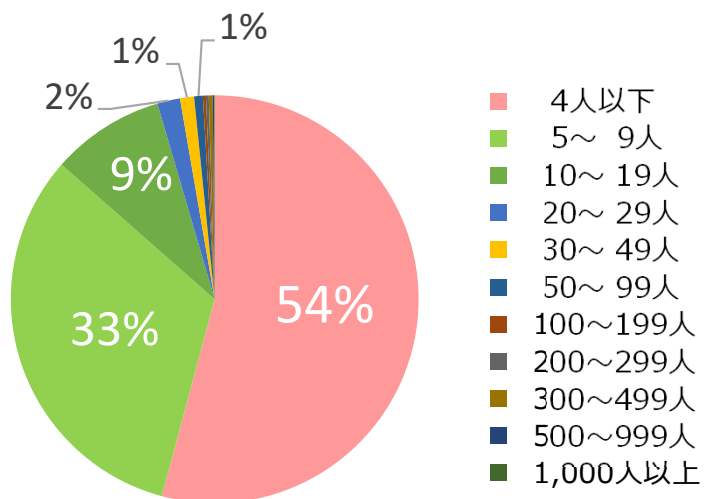
【事業再編促進対象事業への「農業資材（肥料・農薬・配合飼料・農業用機械）の卸売及び小売事業」の追加】

- 農業資材（肥料・農薬・配合飼料・農業用機械）の卸売・小売事業者は、単に販売するだけでなく、農業資材の品質や使い方に関する助言、技術指導等の農業者に対するきめ細やかなサービスを行っており、良質な農業資材の安定供給について不可欠な存在となっている。
- 一方で、同業界は、小規模な事業者が大半であり、高コストな流通構造となっている。また、高齢化や後継者不足も顕在化しており、生産性が向上しにくい構造となっていることから、同業界の再編を後押し。

現状・課題

- 肥料・飼料、農業用機械等の農業資材の小売・卸売業は、**従業員数が4人以下の企業が約54%、9人以下の企業が約87%**を占めている状況。
- 経営者の**高齢化や後継者不足が顕在化**。
- 閉店するケースも相次いでおり、農業者への**安定供給体制の確立が急務**。

従業員規模別割合（農耕用品小売業）（図1）



高度化成肥料のコスト構造（図2）

対応策

- 業界の生産性の向上を後押しするため、**事業再編を進め、合理的な資材調達を実現する必要**。
- このため、**事業再編促進対象事業の事業分野に「農業資材（肥料、農薬、配合飼料及び農業用機械）の卸売及び小売事業」を追加**。

・図1
※日本標準産業分類（平成25年10月改正）における農耕用品小売業：主として農業用機械器具、苗・種子、肥料・農薬・飼料などを小売する事業者
※平成28年経済センサス（卸売・小売）をもとに農林水産省作成
・図2：経済産業省「平成24年度中小企業支援調査化学肥料製造における実態調査」

【事業参入促進対象事業への「農業用ソフトウェア作成事業」の追加】

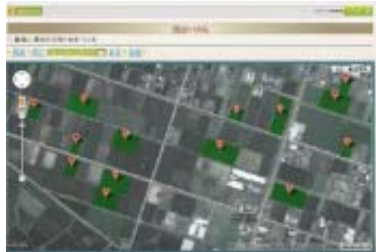
- 以前の制度では、農業用機械製造を行わないソフトウェア開発事業者を認定できなかったが、スマート農業技術である営農管理システム等のソフトウェアの開発の取組みを後押しするため、「農業用ソフトウェア作成事業」の事業参入を促進し、スマート農業の推進に一層取り組む。

営農管理システム (農業経営の「見える化」)

- ・ ほ場情報の登録、栽培計画策定、作業実績の記録・分析等をサポート
- ・ パソコン・スマートフォン等から入力可能



- ・ データの見える化により、作業の効率化等による生産コストの低減が可能
- ・ 勘ではなくデータ分析に基づく客観的な経営判断が可能



スマホやタブレット等で、ほ場ごとの作業実績等を分析し、客観的な情報共有が可能

データに基づく経営判断が可能

ほ場の低層リモートセンシングに基づく可変施肥システム

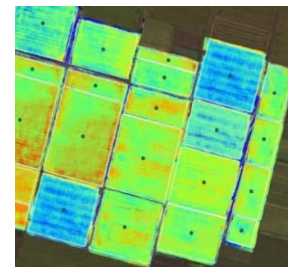
- ・ ドローン搭載カメラによる「ほ場のバラつき」をマップ化
- ・ データに基づく可変施肥設計をもとに、基肥・追肥を実施



- ・ 農機とのデータ連携による省力化
- ・ 必要最小限の施肥で最大収量の実現と品質の向上が可能



(例) 水稻の葉色



計測時間：約1分/60000株/30a

薄 ← 生育状況 → 濃
不良 ← 生育状況 → 良

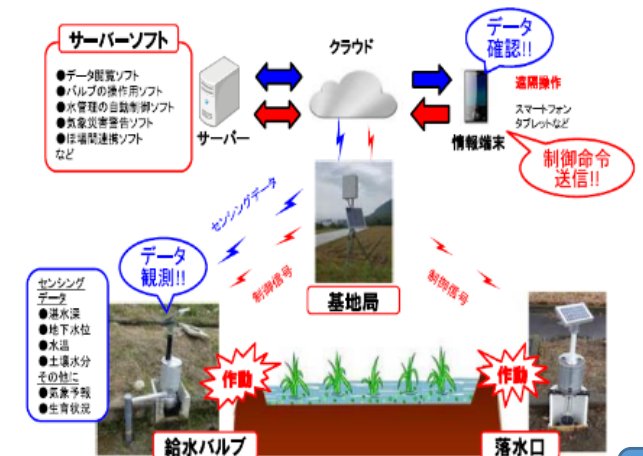


遠隔・自動制御 水田ほ場水管理システム

- ・ ほ場水位等のデータをクラウドに送り、使用者がモバイル端末等で給水バルブ・落水口を遠隔・自動で制御
- ・ 気象予測データ等と集約させ、アプリによる水管理



- ・ 水管理労力の軽減
- ・ 気象条件に応じた最適な水管理で減収を抑制



【事業参入促進対象事業への「農業用機械の利用促進に資する事業」の追加】

- ロボットトラクターや収穫ロボット等のスマート農業機械は、コストが高く、農業者の導入の際のボトルネックとなっているため、レンタル・リース方式の活用が不可欠。また、機械だけでなく、近年、ドローンを活用した農薬散布やデータを活用した土壌診断等の新しいスマート農業技術の開発が進展している。
- スマート農業機械の安価で効率的な利用促進を図るためには、**農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業等の「農業用機械の利用促進に資する事業」への支援により、スマート農業関連サービスの普及の加速化を図る。**

対象事業の具体例

ドローンを活用した農薬散布代行業

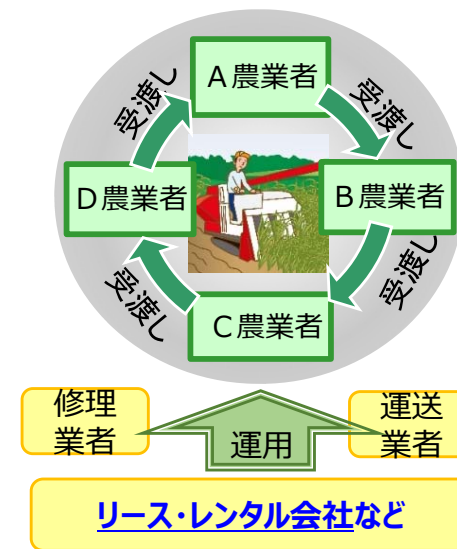
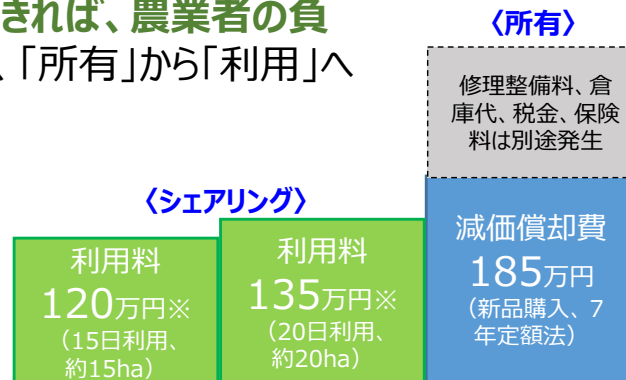
- 農業分野におけるドローンの実装は近年急激に増加。ドローン技術の研究・開発も進められており、今後もドローンの利用分野は拡大する見込み。
- しかし、農業者自身がドローンによる農薬散布・施肥を行おうとする場合、ドローンは通常150～200万円かかることや、事前に航空法に基づく飛行の許可・承認を受ける必要があることが負担となっている。よって、**農業者の代わりに農薬散布・施肥を行う事業者のニーズが高まっている。**



農機のレンタル・リース業 (シェアリングサービスの導入)

- 担い手の生産コストのうち大きなウェイトを占める農機については、**複数農業者が広域で農業用機械をシェアする仕組みが構築できれば、農業者の負担を軽減し、農機の効率的な利用が可能となるため、「所有」から「利用」への流れを作り出す必要。**
- 例えば、1台の年間刈取面積が小さいケースでは、シェアリースの方がコストを低減できる傾向があるというデータが出ている。

右図：6条刈自脱型コンバイン取得価格1300万円の場合
 ※修理整備料等は利用料を含む
 【出典】農林水産省28年度補助事業結果



6 事業再編又は事業参入を促進するための支援措置

○ 主務大臣の認定を受けた事業再編計画又は事業参入計画については、以下の支援措置の活用が可能です。

| 支援措置 | | 事業再編計画 | 事業参入計画 |
|------|--|--------|--------|
| 税制特例 | 会社設立や不動産取得等の登記に係る登録免許税の軽減 (租特法第80条第4項) | ○ | — |
| | 設備投資に対する減価償却の特例(法人税・所得税) (租特法第13条の2、第46条の2、第68条の33) | ○ | — |
| | 債権放棄を含む事業再編における資産評価損の損金算入による法人税の軽減(法人税法第33条第2項) | ○ | — |
| 金融支援 | 中小企業基盤整備機構の債務保証(第24条) | ○ | ○ |
| | 日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸付け(第25条) 【中小企業者のみ】 | ○ | — |
| | 日本政策金融公庫の債務保証(スタンドバイ・クレジット)(第26条) 【中小企業者のみ】 | ○ | ○ |
| 手続特例 | 事業譲渡時の債権者のみなし同意(第23条) | ○ | — |

○ 事業再編計画※に沿って合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に納付すべき登録免許税を軽減する措置を適用することができます。

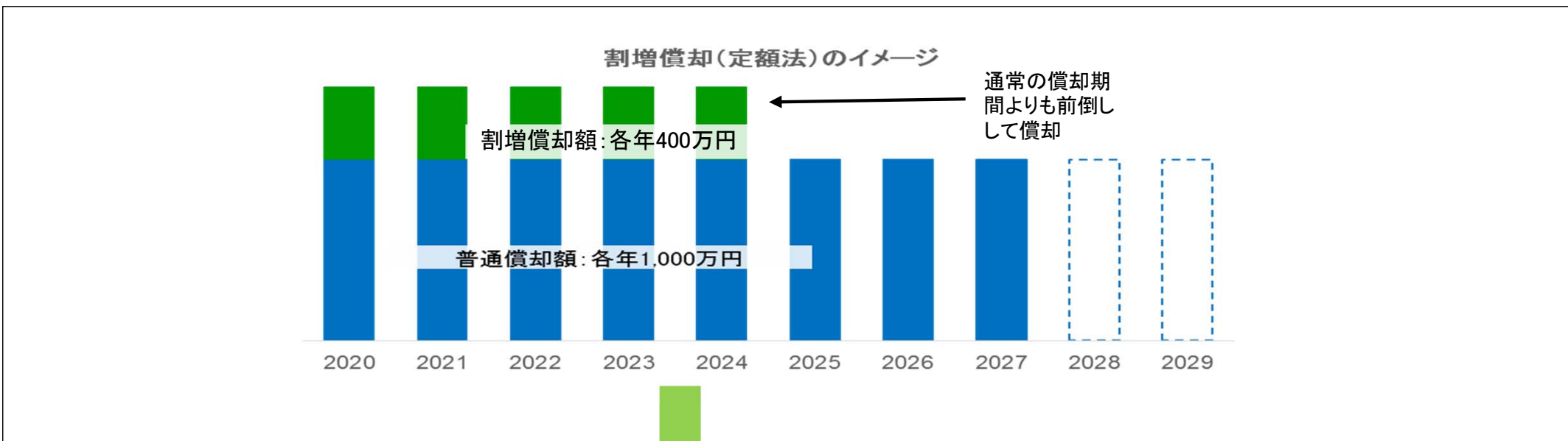
※令和5年3月31日までに認定された事業再編計画

| 租税特別措置法 第80条第3項 | 措置の内容 | 通常の税率 ① | 特例の税率 ② | 税率軽減 (①-②) |
|--------------------|--|------------|------------|---------------|
| 第1号 | 株式会社の設立又は増資 | 0.7 % | 0.35 % | 0.35 % |
| 第2号 | 合併による株式会社の設立又は増資 | | | |
| | イ 新設会社の資本金の額又は吸収合併により増加した資本金の額のうち、消滅会社の合併直前の資本金の額に達するまでの資本金の額に対応する部分 | 0.15 % | 0.1 % | 0.05 % |
| | ロ 新設会社の資本金の額又は吸収合併により増加した資本金の額のうち、イに掲げる部分以外の部分(純増部分) | 0.7 % | 0.35 % | 0.35 % |
| 第3号 | 分割による株式会社の設立又は増資 | 0.7 % | 0.5 % | 0.2 % |
| 第4号 | 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転 (※) | 2.0 % | 1.6 % | 0.4 % |
| 第5号 | 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転 | 0.4 % | 0.2 % | 0.2 % |
| 第6号 | 分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転 | 2.0 % | 0.4 % | 1.6 % |

(※) 土地の所有権の移転については、租税特別措置法第72条に基づき、通常税率 1.5%が適用。

事業再編計画※に沿って機械装置、建物、建物付属設備及び構築物を取得し、事業に用いた場合は、これらの資産について、その用に供した日以後5年間の各年度における償却限度額は、普通償却限度額の40%(建物、建物付属設備及び構築物は同45%)を割増した額が適用されます。

※令和5年3月31日までに認定された事業再編計画



例えば、1億円の製造用設備を導入した場合、設備導入後5年間の各年度において、1,000万円/年の普通償却限度額に加え、400万円/年の割増償却が可能となり、約93万円/年の法人税が軽減されます。

⇒ **5年間で約465万円の法人税が軽減。**

※耐用年数10年間、定額法で試算。

設備導入後の資金繰りが改善されます。

事業再編計画に沿って債権放棄を含む事業再編を行う場合には、資産の評価換えを行うことにより生じた資産評価損を損金算入することができます。

例えば、簿価100(時価50)の資産を持つ企業において、①債権者が30の債務免除(債権の放棄)を行い、資産の評価額を簿価(100)から時価(50)に評価換えした場合、②課税所得計算において、発生した資産評価損の50を損金算入することが可能となり、課税対象所得を軽減できます。

① 貸借対照表上の処理 (事業再編に伴う資産の評価換え)

| | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-------------------|------------|
| 資産 100 (時価50) | 負債 80 | ⇒ 評価換え | 資産 50 | 負債 50 |
| | 純資産 20 | | 資産 (評価損) 50 | 債務免除 30 |

② 損益計算書上の処理 (左記の課税所得計算)

特例措置を活用することにより資産評価損を損金算入することが可能。

| | | | | |
|-------------------------|-------------|---------------------|-------------------|-----------------------------|
| 本来の 課税対象 所得 70 | 債務免除益 30 | ⇒ 【特例措置】 損金算入 | 資産 (評価損) 50 | 特例措置による 課税対象 所得 20 |
| | 所得 40 | | | |

※ 債権免除した30は、課税所得計算において債務免除益として課税対象となる。

資産評価損の損金算入により、債権免除益による法人税の軽減が可能となります！

事業再編計画の認定を受けた中小企業者を対象に、(株)日本政策金融公庫が長期・低利の資金を融資します。

<条件等>

- 資金使途 : 設備資金、株式の取得など事業再編に要する資金
- 対象事業者: 中小企業者
- 対象業種 : 飼料事業者(配合飼料の製造事業者)
農産物流通等事業者
- 償還期限: 20年以内 (据置期間 3年以内)
- 貸付限度額(融資率): 負担額の80%
- 利率: 年0.16% ~ 0.35% (H29.9.21時点)

※ 貸付けに当たっては、日本政策金融公庫による審査があります。

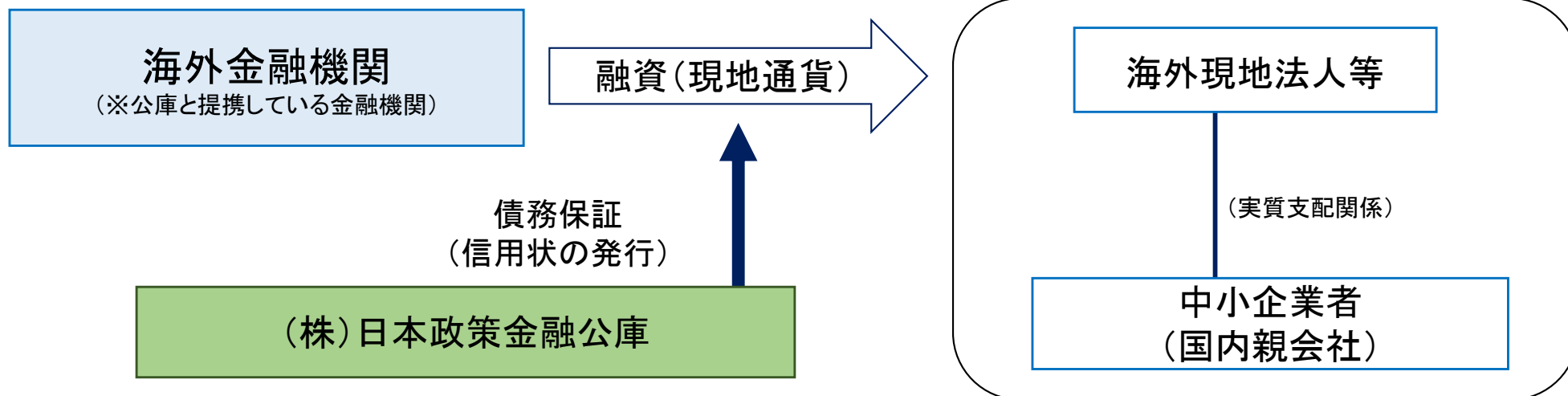
事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた中小企業者の海外現地法人等を対象に、当該計画に従って海外において共同で事業を実施するために必要な長期の資金について、海外金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるに当たり、(株)日本政策金融公庫が当該金融機関に対して信用状を発行します(債務の保証)。

<条件>

○ 補償限度額: 1法人あたり4億5千万円

- ① 海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合には、国内親会社ごとに4億5千万円
- ② 海外において別個に法人格をもつ場合には、当該法人ごとに4億5千万円

※ 保証に当たっては、日本政策金融公庫による審査があります。



- 通常、事業者が事業譲渡により債務を移転するためには、債権者から個別に同意を得る必要があります。
- 事業再編計画の認定を受けた場合には、認定事業者が債権者に対して一括で通知(催告)し、一定期間内(1ヵ月以上)に返答(異議)がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することができます。(個別に同意を得るコストを省くことが可能)

